

神奈川県後期高齢者医療広域連合公告第 38 号

次の者は、その住所、居所が不明のため、後期高齢者医療保険料に係る保険料額決定通知書を送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類につきましては、市区町村にて保管をしています。交付の際は当該市区町村にて受領してください。

令和 8 年 6 月 12 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 本村 賢太郎



1 送達する書類

年度	通知書	備考
令和 7 年度	後期高齢者医療保険料額決定通知書	

2 送達を受けるべき者

市区町村	氏名
横浜市鶴見区	加賀田 宏平